

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案

現行

（発行価格等の公表の方法）

第十七条 特定有価証券に係る法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該発行者又は第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者）及びその特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（当該特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する場合に限る。）

2
（略）

（発行登録書の添付書類）

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準

（発行価格等の公表の方法）

第十七条 特定有価証券に係る法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該発行者又は第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者）及びその特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（当該特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2
（略）

（発行登録書の添付書類）

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準

用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 規約(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の

用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 規約(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の

- 推移を的確かつ簡明に説明した書面
- 二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類
- イ 前号イからハまでに掲げる書類
- ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
- ハ 当該発行登録書に記載された当該発行者（当該発行登録書を提出する外国投資証券の発行者をいう。二及び次項第二号ロにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
- ホ 当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書
- 三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類
- イ 定款（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）
- ロ 第一号ロ及びハに掲げる書類
- 四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類
- イ 前号イ及びロに掲げる書類

- 推移を的確かつ簡明に説明した書面
- 二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類
- イ 前号イからハまでに掲げる書類
- ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
- ハ 当該発行登録書に記載された当該発行者（当該発行登録書を提出する外国投資証券の発行者をいう。二及び次項第二号ロにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
- ホ 当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書
- 三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類
- イ 定款（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）
- ロ 第一号ロ及びハに掲げる書類
- 四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類
- イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 第二号ロ及びホに掲げる書類

ハ 当該発行登録書に記載された当該発行者（当該発行登録書を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。二及び次項第四号ロにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 当該発行登録書に係る特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 当該発行登録書に係る特定有価証券の募集又は売出しが適

ロ 第二号ロ及びホに掲げる書類

ハ 当該発行登録書に記載された当該発行者（当該発行登録書を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。二及び次項第四号ロにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 当該発行登録書に係る特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 当該発行登録書に係る特定有価証券の募集又は売出しが適

法であることについての法律専門家の法律意見書

三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書

類

イ 前号に定める書類

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 第二号ハに掲げる書類

3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書を提出する場合並びに同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号の二様式により作成した発行登録書を提出する場合であつて、第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

法であることについての法律専門家の法律意見書

三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書

類

イ 前号に定める書類

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 第二号ハに掲げる書類

3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 特定有価証券に係る法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

ロ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 特定有価証券に係る法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

ロ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

-
- (2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
- ハ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
 - 二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
 - イ 前号イ及びロに掲げる書類
 - ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
 - ハ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する外国投資証券の発行者をいう。二において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に関し正当な権限を有する者をであることを証する書面
 - ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - ホ 当該発行登録追補書類の提出が適法であることについての法律専門家の法律意見書
 - 三 第二十一号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
 - イ 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があった場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があったことを知るに足る書面
-

- (2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
- ハ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
 - 二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
 - イ 前号イ及びロに掲げる書類
 - ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
 - ハ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する外国投資証券の発行者をいう。二において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に関し正当な権限を有する者をであることを証する書面
 - ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - ホ 当該発行登録追補書類の提出が適法であることについての法律専門家の法律意見書
 - 三 第二十一号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
 - イ 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があった場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があったことを知るに足る書面
-

ロ 第一号ロに掲げる書類

四 第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 第二号ロ及びホに掲げる書類

ハ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。二において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に關する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合並びに同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合であつて、前項第二号及び第四号に定める書類が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならぬ。

ロ 第一号ロに掲げる書類

四 第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 第二号ロ及びホに掲げる書類

ハ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。二において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に關する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

改 正 案	現 行
<p>第二十三号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去1年以内における発行登録による募集（売出し）】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十三号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去1年以内における発行登録による募集 (売出し)】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十三号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去2年以内における発行登録による募集 (売出し)】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十四号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去1年以内における発行登録による募集 (売出し)】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十四号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去2年以内における発行登録による募集 (売出し)】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十四号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去1年以内における発行登録による募集（売出し）】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十四号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>